

電 気 需 給 約 款
(高圧・特別高圧)
(東北電力ネットワーク管内)

2026 年 6 月 1 日実施

S a i l a r E n e r g y 株式会社

目次

第 1 条	適用	3
第 2 条	電気需給約款の変更	3
第 3 条	用語の定義	4
第 4 条	単位および端数処理	7
第 5 条	計量に関する取扱い	7
第 6 条	常時供給電力	7
第 7 条	予備電力	9
第 8 条	自家発補給電力	9
第 9 条	契約超過金	11
第 10 条	電気料金の算定および支払条件	12
第 11 条	適正契約の保持	13
第 12 条	お客さまの協力	13
第 13 条	供給の停止	16
第 14 条	給電指令の際の措置	17
第 15 条	工事費等の負担	18
第 16 条	違約金および損害賠償の免責	18
第 17 条	不可抗力	19
第 18 条	契約電力の変更	19
第 19 条	料金単価の変更	20
第 20 条	契約期間および中途解約	21
第 21 条	解約違約金	21
第 22 条	契約の解除および期限の利益の喪失	23
第 23 条	管轄裁判所	24
第 24 条	守秘義務	24
第 25 条	暴力団排除に関する条項	24
別紙 1	燃料費等調整額	25
別紙 2	再生可能エネルギー発電促進賦課金	29

第 1 条 適用

1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（以下併せて「本契約」といいます）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。

第 2 条 電気需給約款の変更

1. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。ただし、当社による料金単価の変更は、第 19 条（料金単価の変更）に定めるところによります。
2. 本契約締結後、消費税法および地方消費税法（以下総称して「消費税法等」といいます。）の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。
3. 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。
4. お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等本契約に関する供給条件を記

載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾するものとします。

第 3 条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

1. 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
2. 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
3. 供給地点
当社が、一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
4. 供給地点特定番号
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
5. 契約電力
お客さまが契約上使用できる最大電力(kW)をいいます。
6. 常時供給電力
お客さまに常時供給する電気をいいます。
7. 予備電力
お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により電気の供給を受ける以下の場合をいいます。
 - (1) 予備線
常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
 - (2) 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合、または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
8. 自家発補給電力
当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合、または、②事故等①以外の事由による不足電力の補給に当てる場合に当社がお客さまに供給する電気をいいます。
9. 臨時電力
需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる電気をいいます。
10. 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
11. 冬季
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間をいいます

12. その他季
1 年の内、夏季と冬季を除いた期間をいいます。
13. ピーク時間
夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日の該当する時間を除きます。
14. 昼間時間
毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 29 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。
15. 夜間時間
ピーク時間、夏季昼間時間、その他季昼間時間以外の時間をいいます。
16. 平日時間
休日時間以外の時間をいいます。
17. 休日時間
土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 29 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の午前 0 時から午後 12 時までの時間をいいます。
18. 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税ならびに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
19. 燃料費等調整額
燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙 1 に記載の方法により算出された値をいいます。
20. 再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるものをいいます。
21. 接続供給契約
当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。
22. 託送供給等約款
接続供給契約の内容を定める一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。
23. 需要場所
電気需給契約書等においてあらかじめ定める、当社が供給した電気をお客さまが使

用する場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。

- (1) 1 構内または 1 建物を 1 需要場所とします。ただし、集合住宅等の 1 建物内において、共有部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を 1 需要場所とすることがあります。なお、この場合において、1 構内とは、柵塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また 1 建物とは、独立した 1 建物をいいます。
- (2) 前号にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときで、一般送配電事業者が 1 需要場所と認める場合、その他一般送配電事業者において 1 需要場所と認める場合は当社においても 1 需要場所とします。

24. 力率

供給地点ごとに、その 1 月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とします。）をいいます。

25. 最大需要電力

お客さまの使用された 30 分ごとの需要電力の最大値であり、一般送配電事業者がお客さまの需要場所に設置する記録型計量器（以下「計量器」といいます）により計測される値をいいます。

26. 給電指令

一般送配電事業者が必要に応じて行う運用または電気の使用に関する指示をいい、具体的には第 14 条（給電指令の際の措置）に定めるところによります。

27. 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

28. スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の行務規定に定める翌日取引をいいます。）を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）をいいます。

29. 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

30. 平均市場価格算定期間

スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 21 日

から 2 月 20 日までの期間、2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間、3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間、4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間、5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間、6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間、7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間、8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間、9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間、10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間、11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間、12 月 21 日から 1 月 20 日までの期間をいいます。

第 4 条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下の通りとします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は 1 キロワット (1kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、契約電力が 500 キロワット未満のときで、算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは、契約電力を 1 キロワットとします。
- (2) 使用電力量の単位は 1 キロワット時 (1kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (3) 力率の単位は 1 パーセント (1%) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

第 5 条 計量に関する取扱い

1. 計量方法・計量主体
 - (1) お客さまが使用された電力量および最大需要電力は、計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量します。
 - (2) 前号にかかわらず、やむをえず供給電圧と異なる電圧で計量した場合には、供給電圧と同位にするために、別途電気需給契約書等に定められている場合を除き、3%の計量損失率によって修正するものとします。
2. 計量不能の措置
計量器の故障等により電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議により計量した値とします。

第 6 条 常時供給電力

1. 契約電力
常時供給電力の契約電力は、次によって定めます。
 - (1) 高压で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合（以下「実量制のお客さま」といいます。）。
各月の契約電力は、以下の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - (a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただ

し、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

- (b) お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。
 - (c) お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値とします。
- (2) 高圧で供給する場合で契約電力が 500 キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合（以下「協議制のお客さま」といいます。）。需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力の値の妥当性については一般送配電事業者による事前の確認を必要とします。

2. 料金

常時供給電力の 1 月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、常時供給電力基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書等に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{常時供給電力基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

ただし、当該月に常時供給電力をまったく使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{常時供給電力基本料金単価} \times 0.5$$

(2) 電力量料金

電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

第 7 条 予備電力

1. 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 料金

予備電力の 1 月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために、別途電気需給契約書等に定められている場合を除き、3%の損失率で修正したものとします。なお、契約電力および予備電力基本料金単価は電気需給契約書等に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力と予備電力基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{予備電力基本料金単価}$$

(2) 電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、第 6 条（常時供給電力）第 2 項第 2 号に定めるお客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金同様の算式により算定します。

第 8 条 自家発補給電力

1. 契約電力

自家発補給の契約電力は、お客さまの発電設備の容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として、1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量を下回らないものとします。

2. 料金

自家発補給電力の 1 月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、自家発補給電力基本料金単価、不使用月単価および電力量料金単価は電気需給契約書等に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価および不使用月係数から以下の算式により算定される金額とします。

(a) 自家発補給電力使用時

$$\begin{aligned} \text{基本料金} &= \text{自家発補給電力の契約電力} \times \\ &\quad \text{自家発補給電力基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \end{aligned}$$

(b) 自家発補給電力不使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{自家発補給電力基本料金単価}$$

×不使用月係数

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。

なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

3. 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の1か月前に再協議してその時期を確認の上、お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知するものとします。

なお、当社または一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議の上、実施時期を変更させていただく場合があります。

4. 自家発補給電力の使用

(1) 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむをえない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものとします。

(2) 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大電力が前11月の最大需要電力以下の場合、それぞれ、前号にかかわらず、いずれも自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。

5. 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は以下の各号による場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

- (1) 協議制のお客さまの場合、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)から(c)によるものとします。

- (a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力=総需要の最大需要電力
－ 常時供給電力の契約電力

- (b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力=自家発補給電力の契約電力

- (c) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力
=総需要の最大需要電力×自家発補給電力の契約電力
/ (常時供給電力の契約電力+自家発補給電力の契約電力)

- (2) 実量制のお客さまの場合、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその 1 月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

6. 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は以下の各号により算定するものとします。

- (1) 自家発補給電力の使用電力量=自家発補給電力の使用時間中の使用電力量
－ (基準電力×自家発補給電力の使用時間)

なお、基準電力は、原則として以下のいずれかを基準として決定するものとします。この場合、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さま、当社間の協議によって定めておくものとし、使用の都度選択できるものではないものとします。

- (a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力
 - (b) 自家発補給電力使用の前 3 か月間における常時供給分の平均電力
 - (c) 自家発補給電力使用の前 3 日間における常時供給分の平均電力
 - (d) お客さまおよび当社間で合意した電力
- (2) 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、前号に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。
- (3) 前二号に基づいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものとします。

7. その他

- (1) お客さまは、当社の要請に応じて電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出するものとします。
- (2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、または渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために自家発補給電力を使用できないものとします。

第 9 条 契約超過金

1. お客さまが常時供給電力または自家発補給電力の契約電力を超えて電気（常時供給電力または自家発補給電力）を使用された場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれについて以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に対して支払うものとします。

$$\begin{aligned} \text{契約超過金} = & (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \\ & \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \times 1.5 \end{aligned}$$

2. 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払うものとします。

第 10 条 電気料金の算定および支払条件

1. 電気料金

電気料金は、第 6 条（常時供給電力）、第 7 条（予備電力）、第 8 条（自家発補給電力）および第 9 条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものとします。なお、電気需給契約書等に定める基本料金単価、電力量料金単価その他の料金単価には、容量拠出金その他電気の調達または供給に必要な制度上の費用を反映することができるものとします。

2. 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として前月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量または最大需要電力が計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。

- (1) 電気の供給を開始または本契約が終了した場合
- (2) 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合でお客さまおよび当社が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合

3. 日割計算

当社は、第 2 項第 1 号または第 2 号に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

- (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。
$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{暦日数})$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、本契約の電気の供給の開始日および終了日を含みます。また、第 2 項第 2 号により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。
- (2) 前号の暦日数は、それぞれ以下のとおりとします。
 - (a) 電気の供給を開始した場合
お客さまに電気の供給を開始した日の属する月の暦日数とします。
 - (b) 本契約を終了する場合
本契約の終了日の属する月の暦日数とします。
- (3) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。

4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法

- (1) 当社はその 1 月における電気料金をその月の末日から 15 日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書を受領した日の属する

月の末日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担します。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとします。

- (2) 電気料金以外の一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、発生するつど、当社が指定する方法により支払っていただきます。

5. 支払い遅延の際の措置

支払いの義務を有するお客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10%の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせてお支払いいただきます。

第 11 条 適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容にしたがい、すみやかに本契約を適正なものに変更するものとします。

第 12 条 お客さまの協力

1. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持するものとします。
- (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

2. 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者が以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとしますが、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 本条第 8 項（保安等に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第13条（供給の停止）、第19条（料金単価の変更）、第21条（解約違約金）、第22条（契約の解除および期限の利益の喪失）に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

3. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用するものとします。
 - (a) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (b) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (c) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (d) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (e) その他(a)から(d)に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、第1号に準ずるものとします。
- (3) お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがひ、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

4. 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

5. 施設場所の提供

以下の場合において、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

- (1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

6. お客様の電気工作物の使用

お客様は、以下に掲げるお客様の所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用するものとします。

- (1) お客様の負担でお客様が施設した付帯設備（お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- (2) お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- (3) お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備
 - (a) 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - (b) お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - (c) その他(a)または(b)に準ずる設備
- (4) お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- (5) 一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためのお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

7. 調査および調査に対するお客様の協力等

- (1) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾をえてお客様から電気工作物の配線図を提示するものとします。なお、お客様は、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。

8. 保安等に対するお客様の協力

- (1) 以下の各号の場合には、お客様は当社および一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知するものとします。
 - (a) お客様の需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客様が認めた場合
 - (b) お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客様が認めた場合
- (2) お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者と当社に通知するもの

とします。この場合、保安上特に必要があるときは、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更するものとします。

- (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと一般送配電事業者とで協議するものとします。
- (4) 供給地点に至るまでの供給設備（一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

9. 一般送配電事業者との協議

お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

10. 無停電電源装置の設置等

お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

11. 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して電気の使用実績その他の必要な情報の開示をお願いすることがあり、お客さまは当社の求めに応じてこれらの情報の開示を承諾するものとします。

第 13 条 供給の停止

- 1. 以下の各号のいずれかに該当した場合、一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3) 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- 2. 以下の各号のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 第 12 条（お客さまの協力）第 2 項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
 - (4) 第 12 条（お客さまの協力）第 3 項第 1 号および第 2 号によって必要となる措置を

講じない場合

- (5) 第 12 条（お客さまの協力）第 3 項第 3 号に反してお客さまが一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
3. 以下のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、第 11 条（適正契約の保持）に基づく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- (1) 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
- (2) 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、高圧または特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）
4. 本条によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をするものとします。
5. 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

第 14 条 給電指令の際の措置

1. 以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により供給時間中にお客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。
- (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (3) 非常変災の場合
- (4) 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
- (5) その他電気の供給上または保安上必要がある場合
2. 第 1 項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、基本料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。
- (1) 実量制のお客さま
その 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4%の割引とします。
- (2) 協議制のお客さま
その 1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2%の割引とします。
- (3) 前 2 号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。

3. 予備電力の使用が一般送配電事業者により制限され、または中止された場合には、第2項に準じて割引を行い料金を算定します。

第15条 工事費等の負担

1. 以下の各号の場合に、お客さまに工事費等の負担をするものとします。なお当社は原則として当該工事等の準備着手前に当該費用を申し受けます。
 - (1) 本契約に基づく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備を当社が施設すること、または一般送配電事業者からその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
 - (2) お客さまの都合による契約電力等の変更により、当社が一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備を当社が施設すること、または一般送配電事業者からその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
 - (3) お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を当社を通じて一般送配電事業者へ依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合
 - (4) お客さまの都合により一旦契約電力等を変更した上で、さらにお客さまの都合により途中で当該契約変更を解約し、またはさらに変更した当該契約電力等を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、当社が一般送配電事業者から、変更に伴い新たに施設した供給設備を当社が敷設すること、または変更に伴い新たに施設した供給設備にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
 - (5) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更する場合であって、一般送配電事業者から工事費等の費用（実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むものとします。）負担を求められた場合
 - (6) その他お客さまの都合に基づく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
 - (7) お客さまの事由による受電設備の移設等に伴い、当社が設置した通信設備を移設する必要がある生じ、当社が費用負担を求めた場合
2. 第1項第1号、第2号および第4号において当社が施設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかった費用を支払ったときにお客さまに移転するものとします。

第16条 違約金および損害賠償の免責

1. 違約金
お客さまが以下のいずれかに該当した場合として、当社が一般送配電事業者からお客さまが免れた金額の3倍に相当する金額として請求を受けた場合、当社はお客さまから当該金額に相当する金額を申し受けます。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6月以内に一般送配電事業者により決定された期間となります。
 - (1) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
 - (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合

- (4) お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

2. 損害賠償の免責

- (1) 一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 前号の場合のほか、第 13 条（供給の停止）によって一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第 21 条（解約違約金）が適用される本契約の終了があった場合、またはお客さまが第 22 条（契約の解除および期限の利益の喪失）の各号に該当したことによって当社が本契約を解約した場合は、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 第 1 号の場合のほか、第 14 条（給電指令の際の措置）第 1 項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 第 1 号の場合のほか、当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 第 1 号の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 17 条 不可抗力

1. 以下の各号の事由が発生（以下「不可抗力」といいます。）したことにより当社による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (1) 地震等の天災地変が起きた場合
 - (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
2. 第 1 項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、第 20 条（契約期間および中途解約）、第 21 条（解約違約金）および第 22 条（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定にかかわらず、お客さままたは当社は、本契約の一部または全部を解約することができます。この場合、お客さまは、本契約を解約する旨を当社に対して解約希望日とともに書面で通知するものとし、当社が本契約を解約する場合には、解約日、解約理由その他必要な事項を、書面その他当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとします。また、本項の解約に伴い生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償の責めを負いません。

第 18 条 契約電力の変更

1. お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 1 か月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。ただし、本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意を得ない限り、契約電力を減少できません。
2. お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

3. 第 1 項による契約電力の減少が需給開始日または契約電力の増加日から 1 年未満の期間内となる場合には、お客さまは、以下により基本料金相当分および電力量料金相当分として算出された金額を当社に支払うものとします。
- (1) 基本料金相当分
需給開始日または契約電力の増加日から契約電力の減少日の前日までの期間（以下本号において「対象期間」といいます。）を対象として使用が 1 年未満となる契約電力の減少分（以下本号において「減少した契約電力」といいます。）につき臨時電力料金単価（基本料金単価）を適用して算定した基本料金と、対象期間に減少した契約電力についてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額とします。
 - (2) 電力量料金相当分
対象期間の使用電力量のうち、減少した契約電力とそれ以外の部分との比で按分した値（以下本号において「按分使用電力量」といいます。）に、臨時電力料金単価（電力量料金単価）を適用して算定した電力量料金と、按分使用電力量についてお客さまが当社に実際に支払った電力量料金との差額とします。
 - (3) 臨時電力料金単価（基本料金単価）は第 6 条（常時供給電力）第 2 項第 1 号、第 7 条（予備電力）第 2 項第 1 号および第 8 条（自家発補給電力）第 2 項第 1 号に定める各基本料金単価を 1.2 倍したものとします。
 - (4) 臨時電力料金単価（電力量料金単価）は第 6 条（常時供給電力）第 2 項第 2 号、第 7 条（予備電力）第 2 項第 2 号および第 8 条（自家発補給電力）第 2 項第 2 号に定める各電力量料金単価を 1.2 倍したものとします。
4. 契約電力の変更は、月単位で実施します。ただし、お客さまと当社が合意すればこの限りではありません。
5. 実量制のお客さまにおける、第 3 項の契約電力の増加とは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することの変更に伴う契約電力の増加とし、同項の契約電力の減少とは、第 6 条（常時供給電力）第 1 項第 1 号(b)により契約電力を減少することをいいます。

第 19 条 料金単価の変更

当社は、燃料価格、卸電力市場価格、需給状況、託送料金、容量抛出金その他の制度上の費用、法令または制度の変更、その他当社の電気の調達または供給に要する費用の変動等により料金改定が必要となる場合は、以下の各号に従い、本契約における新たな料金単価を定めることができます。

- (1) 当社は、原則として新たな料金単価の適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）の 30 日前までに、新たな料金単価、現行料金単価からの主な変更内容、変更理由、新料金単価適用開始日、お客さまが新たな料金単価を承諾しない場合の取扱いを、書面その他当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の 14 日前までに、当社に対して書面により解約を通知することで、本契約を解約することができます。この場合、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとし、第 21 条（解約違約金）に定める解約違約金は発生しないものとします。
- (3) 当社による本条第 1 号の通知日から新料金単価適用開始日の 14 日前までの期間が 14 日に満たない場合、当社は、お客さまが新たな料金単価を承諾するか否かを判断するために必要な合理的期間を確保するものとします。

- (4) 第2号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

第 20 条 契約期間および中途解約

1. 本契約の期間は、電気需給契約書等に定める期間とします。契約期間満了日の 3 か月前までに、お客さままたは当社のいずれからも契約を終了する旨の書面による申出がない場合、本契約はさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、電気需給契約書等に別段の定めがある場合は、その定めに従うものとします。
2. お客さまが本契約の解約を希望する場合は、原則として解約希望日の 3 か月前までに、当社に対し書面によりその旨を通知するものとします。なお、お客さまおよび当社が合意した場合には、解約日について別途定めることができるものとします。
3. お客さまの申出またはお客さまの責めに帰すべき事由により、本契約が次の各号のいずれかに該当して終了する場合には、お客さまは、第 21 条（解約違約金）に定める解約違約金を当社に支払うものとします。
 - (1) 本契約に基づく電気の需給開始日から 1 年を経過する日前に本契約が終了する場合
 - (2) お客さまが解約希望日の 3 か月前までに当社に対して書面による解約通知を行わずに本契約が終了する場合、またはお客さまの責めに帰すべき事由により、当社が本契約の終了を 3 か月前までに合理的に予定することができなかった場合
4. 第 3 項にかかわらず、お客さまが、本契約に基づく電気の需給開始日から 1 年を経過した後に、解約希望日の 3 か月前までに当社に対して書面により解約を通知した場合には、本契約が契約期間の途中で終了する場合であっても、第 21 条に定める解約違約金は発生しないものとします。ただし、固定型プランについては、契約期間満了日をもって本契約を終了する場合を除き、需給開始日から 1 年を経過した後においても、第 21 条第 3 項の規定による解約違約金が発生するものとします。
5. 契約電力が 500 キロワット未満のお客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了の通知がされた場合、当該通知をもってお客さまの当社に対する解約通知として取り扱い、電力広域的運営推進機関から当社に通知された解約期日を解約日とします。この場合において、第 3 項各号のいずれかに該当するときは、第 21 条を適用するものとします。
6. 第 1 項から第 5 項までの定めにかかわらず、当社の責めとならない理由により、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者が実施できない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

第 21 条 解約違約金

1. お客さまの申出またはお客さまの責めに帰すべき事由により、契約期間の途中で本

契約が終了し、かつ、第 20 条（契約期間および中途解約）第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、お客さまは、本条に定める解約違約金を当社に支払うものとします。

2. 第 1 項に基づき本契約が終了する場合、当社は、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、お客さまは、当社または一般送配電事業者による供給終了に必要な手続に協力するものとします。
3. 第 20 条第 3 項第 1 号に該当する場合、すなわち本契約に基づく電気の需給開始日から 1 年を経過する日前に本契約が終了する場合の解約違約金は、以下のとおりとします。

＜市場連動型プランの場合＞ ＜市場連動型季節固定化プランの場合＞

解約違約金＝契約電力×託送基本料金単価（※1）×本契約終了日の翌日から当該契約期間満了日までの期間（※2）

※1：託送基本料金単価は、託送供給等約款に準ずるものとします。

※2：1 月に満たない期間がある場合は、日割りにより算定します。

＜固定型プランの場合＞

解約違約金＝契約期間満了日までの残存契約期間において見込まれる電気料金（基本料金および電力量料金の合計額）の 20%相当額

なお、当該電気料金は、本契約終了日直前の直近 1 年間における電気使用実績に基づき、当社の合理的な方法により算定するものとします。ただし、直近 1 年間の電気使用実績が存在しない場合には、本契約終了日までの電気使用実績、契約電力、見込使用電力量その他合理的な資料に基づき、当社の合理的な方法により算定するものとします。固定型プランについては、第 6 項第 2 号の規定にかかわらず、契約期間満了日をもって本契約を終了する場合を除き、本項の規定を適用するものとします。

4. 第 20 条第 3 項第 2 号に該当する場合の解約違約金は、以下のとおりとします。ただし、第 3 項に基づく解約違約金が発生する場合には、第 3 項の解約違約金のみを適用し、本項に基づく解約違約金は重ねて請求しないものとします。

解約違約金＝通知不足期間に相当する期間について見込まれる電気料金（基本料金および電力量料金の合計額）の 20%相当額

5. 第 4 項の「通知不足期間」とは、実際の本契約終了日の翌日から、当社が解約通知を受領した日から 3 か月を経過する日の前日までの期間をいいます。ただし、第 20 条第 3 項第 2 号後段に該当する場合、その他お客さまから解約通知が行われていない場合には、当社が本契約の解除日または終了日をお客さまに通知した日を、当社が解約通知を受領した日とみなします。また、当社が書面により別途認めた場合は、当社が認めた期間を通知不足期間とします。
6. 第 1 項から第 5 項までの定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本条に定める解約違約金は発生しないものとします。
 - (1) 当社の責めに帰すべき事由により本契約が終了する場合

- (2) お客さまが、本契約に基づく電気の需給開始日から 1 年を経過した後に、解約希望日の 3 か月前までに書面により解約の通知を行った場合
- (3) お客さまが契約期間満了日の 3 か月前までに書面により契約終了の申出を行い、契約期間満了日をもって本契約を終了する場合
- (4) 第 17 条（不可抗力）に定める不可抗力により本契約が終了する場合
- (5) 第 19 条（料金単価の変更）第 2 号に基づき、お客さまが新たな料金単価を承諾せず、本契約を解約する場合（※3）
- (6) その他当社が書面により解約違約金を請求しないことを認めた場合

※3：ただし、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、市場価格に連動して変動する料金、その他本契約においてあらかじめ算定方法または反映方法が定められている料金の変動については、この限りではありません。

- 7. 本条に定める解約違約金は、本契約の中途終了により当社に生じ得る電源調達、需給管理、託送関連手続その他供給継続のために必要な費用および損害を考慮して定めるものであり、同一の事由について重複して請求しないものとします。

第 22 条 契約の解除および期限の利益の喪失

- 1. お客さままたは当社が次の各号のいずれかに該当する場合には、その相手方は、本契約を解除することができるものとします。この場合、解除された当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を一括して弁済するものとします。また、解除された当事者に対して相手方が債務を負担するときは、相手方は、債権または債務の種類、弁済期のいかににかかわらず、当該債権債務を対当額で相殺することができるものとします。
 - (1) 本契約またはその他関連する契約に基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反したとき。
 - (3) 差押、競売、破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続の申立てを受けたとき、もしくは自ら申立てをしたとき、または滞納処分を受けたとき。
 - (4) 振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止をしたとき。
 - (5) 裏書または保証した手形または小切手が不渡りとなり、不渡り後 2 日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。
 - (6) 合併によらず解散したとき。
 - (7) 相手方に通知せず、組織または営業につき重大な変更をしたとき。
 - (8) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2. 当社が、お客さまの料金未払その他お客さまの責めに帰すべき事由により本契約を解除する場合には、原則として本契約解除日の 15 日前までに、解除日および解除理由をお客さまに書面その他当社が適切と判断した方法により通知します。この場合、当社は、お客さまに対し、解除後に無契約となった場合には電気の供給が停止される可能性があること、および最終保障供給が義務付けられている一般送配電事業者に対し最終保障供給を申し込む方法があることを、書面その他当社が適切と判断した方法により説明します。
- 3. 本条に基づき、お客さまの責めに帰すべき事由により本契約が契約期間中に解除された

場合において、第 20 条（契約期間および中途解約）第 3 項各号のいずれかに該当するときは、お客さまは、第 21 条（解約違約金）に定める解約違約金を当社に支払うものとします。

第 23 条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、新潟地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

第 24 条 守秘義務

1. 本契約の存在および内容に関して、お客さまおよび当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関連会社および媒介事業者を除きます。）。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は除外するものとします。
2. 第 1 項にかかわらず、当社は、お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

第 25 条 暴力団排除に関する条項

1. 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、本契約締結時および将来に渡り、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結および履行をするものではないこと。
2. 第 1 項のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接・間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - (3) 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (5) 暴力団等の反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
3. お客さまおよび当社は、相手方が前 2 項のいずれかの一つにでも違反した場合は、通知または催告等なく直ちに本契約を解除することができるものとし、相手方の有する期限の利益を喪失させることができるものとします。この場合、お客さまおよ

び当社は、本条に基づき解除された相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整単価の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=

各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0202$$

$$\beta = 0.2699$$

$$\gamma = 0.8714$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	18 銭 3 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	17 銭 6 厘

2. 市場価格調整

(1) 市場価格調整単価の算定

① 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y=各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間
 におけるスポット市場価格の昼間平均価格
 $x=0.5332$
 $y=0.4668$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および
 各平均市場価格算定期間のうち毎日 8 時から午後 4 時までの時間におけるス
 ポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1
 位で四捨五入します。

②市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算
 定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端
 数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 11 円 51 銭) × (2) の市場基準単価

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の通りとします。

1 キロワット時につき (高圧)	12 銭 9 厘
1 キロワット時につき (特別高圧)	12 銭 4 厘

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

①離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品
 の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。
 なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位
 で四捨五入します。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$

A=各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油
 価格

$\alpha = 1.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原
 油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入しま
 す。

②離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以
 下の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス
 調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入しま
 す。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合
 離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 79,300 円)
 × (2) の離島基準単価 / 1,000

- b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合離島平均燃料価格は 119,000 円とします。
 離島ユニバーサルサービス調整単価＝（119,000 円－79,300 円）×（2）の
 離島基準単価/1,000

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	1 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	1 厘

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1. (1). ②、2. (1). ②および 3. (1). ②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間	燃料費等調整適用 期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に 係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に 係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に 係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に 係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に 係る計量期間等

毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に 係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に 係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に 係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 12 月 21 日から 1 月 20 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に 係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に 係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期 間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期 間	翌年の 4 月の料金に 係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの 期間	翌年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの 期間	翌年の 5 月の料金に 係る計量期間等

別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とします。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の 5 月 1 日からその翌年の 4 月 30 日までの期間に使用される電気に適用します。
4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置
再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に定める政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。
また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。